

法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会 第21回会議配布資料	63
-----------------------------------	----

作業分科会における検討（2）

目 次

- 取調べの録音・録画制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
- 刑の減免制度，捜査・公判協力型協議・合意制度，刑事免責制度・・・ 4 頁
- 通信傍受の合理化・効率化，会話傍受・・・・・・・・・・・・ 10 頁
- 被疑者・被告人の身柄拘束の在り方・・・・・・・・・・・・ 16 頁
- 被疑者国選弁護制度の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20 頁
- 証拠開示制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21 頁
- 犯罪被害者等及び証人を支援・保護するための方策の拡充・・・・・・ 26 頁
- 公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32 頁
- 自白事件を簡易迅速に処理するための手続の在り方・・・・・・・・・・ 36 頁

取調べの録音・録画制度

第1 一定の例外事由を定めつつ、原則として、被疑者取調べの全過程について録音・録画を義務付ける制度

考えられる制度の概要

- 1 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、次に掲げる事件について逮捕又は勾留されている被疑者を当該事件について刑訴法第198条第1項の規定により取り調べるときは、被疑者の供述及びその状況を記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。）に記録しなければならないものとする。
 - ① 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪（刑法第77条の罪を除く。）に係る事件
 - ② 裁判所法第26条第2項第2号に掲げる事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの（①に該当するものを除く。）
- 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、1の記録をしないことができるものとする。
 - ① 記録に必要な機器が故障したこと、通訳人が記録を拒んだことその他のやむを得ない事情により、1の記録をすることが困難であると認めるとき
 - ② 次に掲げる事情があり、1の記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないおそれがあると認めるとき
 - ア 被疑者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあること
 - イ 被疑者が1の記録を拒んだことその他の事情
 - ③ その他
- 3 1及び2は、被疑者に対し、刑訴法第203条第1項、第204条第1項又は第205条第1項（これらの規定を同法第211条及び第216条において準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与える場合について、これらを準用するものとする。

【検討課題】

1 録音・録画義務の対象とする取調べ

- いわゆる余罪取調べの取扱いについて、どのように考えるか。

2 録音・録画義務の例外

(1) 例外①について

- 具体的な要件をどのようなものとするか。

(2) 例外②及び③について

ア ②ア（加害行為等のおそれ）について

- 具体的な要件をどのようなものとするか。

イ ②イ（被疑者の拒否等）について

- 被疑者が拒否の意思を明示した場合以外でも，被疑者が十分な供述ができないおそれがあると認める場合は，例外とするか。
- 具体的な要件をどのようなものとするか。

ウ ③（その他）について

- 関係者の心情，名誉，利益等が著しく害されるおそれがある場合に，例外とするか，あるいは例外とはせず他の方策により対処するか。
- 捜査上の秘密や，専ら情報収集目的で行う取調べの取扱いについて，どのように考えるか。

3 実効性の担保

- 録音・録画義務違反が生じた場合の供述の証拠能力については，特別の規定を設けず，一般法則（自白法則，違法収集証拠排除法則）によるものとするか。
- 任意性が争われた場合の立証・認定方法の制限として，録音・録画記録を必要的なものとする（立証・認定方法の制限）については，どのように考えるか。一般法則の考え方や，例外事由の在り方と整合的なものとなるか。

第2 録音・録画の対象とする範囲は、取調官の一定の裁量に委ねるものとする制度

考えられる制度の概要

- 1 司法警察員は、次に掲げる事件について、被疑者に対し、刑訴法第203条第1項（同法第211条及び第216条において準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与えるときは、被疑者の供述及びその状況を記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。以下同じ。）に記録しなければならないものとする。検察官が、被疑者に対し、同法第204条第1項又は第205条第1項（これらの規定を同法第211条及び第216条において準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与える場合も、同様とする。
 - ① 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪（刑法第77条の罪を除く。）に係る事件
 - ② 裁判所法第26条第2項第2号に掲げる事件であつて、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの（①に該当するものを除く。）
- 2 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、1に掲げる事件について、当該事件について逮捕又は勾留されている被疑者の供述を刑訴法第198条第3項の規定により調書に録取するときは、同条第4項に規定する手続の状況を記録媒体に記録しなければならないものとする。この場合において、同法第198条第5項の規定により調書に署名押印することを求めるときは、その状況についても記録媒体に記録しなければならないものとする。
- 3 1及び2にかかわらず、被疑者が記録を拒んだとき、又は記録に必要な機器が故障したこと、通訳人が記録を拒んだことその他のやむを得ない事情により記録をすることが困難であると認めるときは、記録をしないことができるものとする。
- 4 2のほか、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、1に掲げる事件について、当該事件について逮捕又は勾留されている被疑者の取調べを行うときは、被疑者の供述が任意にされたものであることを明らかにするため、被疑者の供述及びその状況を記録媒体に記録するよう努めなければならないものとする。

刑の減免制度

考えられる制度の概要

1 自己の犯罪事実を明らかにするための行為

刑法第42条に規定するもののほか、罪を犯した者が自己の犯罪事実を明らかにするために欠くことのできない供述、証拠の提出その他の行為をした場合において、①当該行為をした時期及びその内容、②当該犯罪の軽重及び情状、③その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その刑を減輕することができるものとする。

2 他人の犯罪事実を明らかにするための行為

罪を犯した者が他人の犯罪事実を明らかにするために欠くことのできない供述、証拠の提出その他の行為をした場合において、①当該行為をした時期及びその内容、②自己及び他人の犯罪の軽重及び情状、③これらの犯罪の関連性、④その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その刑を減輕し、又は免除することができるものとする。

3 対象犯罪は、限定しないものとする。

4 刑の減免等を受けるためになされた他人の犯罪事実に関する虚偽供述等を処罰する罰則を新設する。

【検討課題】

1 刑の減免事由

- 「他人の犯罪事実」の範囲（制度概要2関係）
 - ・ 「他人の犯罪事実」に限定を加えることとするか。
 - ・ 限定を加えるとした場合、罪を犯した者の犯罪事実との間にどのような関係のある他人の犯罪事実に限定するか（どのような規定にすれば、明確かつ合理的に「他人の犯罪事実」の範囲を画することができるか。）。
- 「犯罪事実を明らかにするために欠くことのできない（行為）」（同1，2関係）
 - ・ 判断の容易性等の観点から、より明確な規定の仕方は考えられないか。

2 虚偽供述等に対する罰則（同4関係）

- 「刑の減免等の有利な措置をとらせる目的」等の主観的要件を規定するか。
- 虚偽供述のほか、偽造又は変造の証拠の提出等の行為を規定するか。
- 法定刑をどの程度のものとするか。

考えられる制度の概要

1 合意の内容等

(1) 検察官は、被疑者又は被告人及び弁護人との間で、被疑者又は被告人がアに掲げる行為をする旨及び当該行為が行われる場合には検察官が被疑事件又は被告事件についてイに掲げる行為をする旨の合意をすることができるものとする。

ア 被疑者又は被告人による次に掲げる行為

(ア) 取調べにおいて他人の犯罪事実を明らかにするため真実の供述をすること

(イ) 他人の刑事事件の証人として真実の証言をすること

(ウ) 他人の犯罪事実を明らかにするため証拠物を提出すること

(エ) その他関連行為

イ 検察官による次に掲げる行為

(ア) 公訴を提起しないこと

(イ) 特定の訴因及び罰条により公訴を提起し又はこれを維持すること

(ウ) 公訴を取り消すこと

(エ) 訴因又は罰条の追加、撤回又は変更を請求すること

(オ) 即決裁判手続の申立てをすること

(カ) 略式命令の請求をすること

(キ) 求刑において特定の科刑意見を述べること

(ク) その他関連行為

(2) (1)の合意は、検察官、被疑者又は被告人及び弁護人が連署した書面により、その内容を明らかにして行うものとする。

2 合意成立時における公判手続の特則

(1) 検察官は、被告事件について当事者間で1(1)の合意が成立しているときは、裁判所に対し、その旨を明らかにしなければならないものとする。

(2) 供述録取書等が1(1)の合意に基づいてなされた供述を記録したものであるとき又は証人として尋問を請求しようとする者との間で1(1)の合意が成立しているときは、検察官は、遅滞なく、当該合意に係る書面の取調べを請求しなければならないものとする。

3 合意違反の場合の取扱い

(1) 合意からの離脱

1(1)の合意の当事者は、相手方がその合意に違反したときは、その合

意から離脱することができるものとする。

(2) 検察官が合意に違反した場合における公訴の棄却等

ア 検察官が1(1)イ(ア)から(カ)までに係る合意に違反して、公訴を提起し、合意内容と異なる訴因及び罰条により公訴を提起し、公訴を取り消さず、又は訴因等の変更等を請求することなく公訴を維持したときは、判決で当該公訴を棄却しなければならないものとする。

イ 検察官が1(1)イ(イ)に係る合意に違反して訴因又は罰条の追加又は変更を請求したときは、裁判所は、その請求を却下しなければならないものとする。

4 合意が成立しなかった場合における証拠の使用制限

1(1)の合意が成立しなかったときは、原則として、協議においてなされた他人の犯罪事実を明らかにするための供述は、これを証拠とすることができないものとする。

5 合意をした被疑者又は被告人による虚偽供述等の処罰

1(1)の合意をした被疑者又は被告人が、その合意に係る他人の犯罪事実に関して虚偽の供述をし、又は偽造若しくは変造の証拠を提出する行為を処罰する罰則を設ける。

【検討課題】

1 合意の内容等（制度概要1(1)関係）

- 検察官が特定の求刑，略式命令請求及び即決裁判手続の申立てをすることに合意できるとすることの要否

2 合意及びそれに向けた協議の手続の在り方（同）

- 司法警察職員の関与の仕組みの在り方等（送致事件の捜査に関する懸念への対処）
- 合意に犯罪被害者等の意向を反映するための方策

3 合意違反の場合の取扱い（同3及び5関係）

(1) 検察官による合意違反への対処

- 検察官が合意に違反した場合における合意に基づいて得られた証拠等の使用の在り方

(2) 被疑者又は被告人による合意違反への対処

- 虚偽供述等の処罰規定の在り方

4 合意が成立しなかった場合の取扱い（同 4 関係）

- 協議においてなされた供述の使用制限の在り方

5 対象犯罪

刑事免責制度

考えられる制度の概要

1 証人を尋問する場合における免責決定

(1) 検察官は、証人尋問を請求するに当たり、その尋問すべき事項に証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項が含まれる場合であって、関係する犯罪の軽重及び情状、当該事項についての証言の重要性その他の事情を考慮して必要と認めるときは、裁判所に対し、当該証人尋問を次に掲げる条件により行うことを請求することができるものとする。

ア その証人尋問において尋問に応じてした供述及びこれに由来する証拠は、証人による偽証等の罪に係る事件において用いる場合を除き、証人の刑事事件において、これらを証人に不利益な証拠とすることができないものとする（派生使用免責）。

イ その証人尋問においては、第146条の規定にかかわらず、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒むことができないものとする。

(2) (1)の請求を受けたときは、裁判所は、当該証人に尋問すべき事項に、証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項が含まれないと明らかに認められる場合を除き、当該証人尋問を(1)ア及びイに掲げる条件により行う旨の決定（以下「免責決定」という。以下同じ。）をするものとする。

2 証人尋問の開始後における免責決定

(1) 検察官は、証人尋問において、証人が第146条の規定により証言を拒絶した場合であって、関係する犯罪の軽重及び情状、証言の重要性その他の事情を考慮して必要と認めるときは、裁判所に対し、免責決定の請求をすることができるものとする。

(2) (1)の請求を受けたときは、裁判所は、当該証人が第146条の規定により証言を拒絶していないと明らかに認められる場合を除き、当該証人尋問について免責決定をするものとする。

3 第1回公判期日前の証人尋問における利用

刑事免責制度は、第1回公判期日前の証人尋問においても利用できるものとする。

【検討課題】

1 裁判所の役割

- 裁判所は、検察官の請求に対し、適式性（「尋問すべき事項に、証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項が含まれる」こと、又は「証人が第146条の規定により証言を拒絶した」こと）のみならず、免責決定の必要性及び相当性を実質的に審査することとするか。
- 裁判所の職権による免責決定を認めるか。

2 第1回公判期日前の証人尋問における利用の在り方

- 本制度を十分に活用できるようにするため、第1回公判期日前の証人尋問を拡充するか。その場合、現行規定の要件をどのように見直す必要があるか。

通信傍受の合理化・効率化

第1 対象犯罪の拡大

考えられる制度の概要

通信傍受の対象犯罪（通信傍受法別表に掲げる犯罪）に以下の罪を加えるものとする。

- (1) ① 刑法第199条(殺人)の罪及びその未遂罪
 - ② 刑法第220条(逮捕及び監禁)及び第221条(逮捕等致死傷)の罪
 - ③ 刑法第224条から第226条まで(未成年者略取及び誘拐, 営利目的等略取及び誘拐, 身の代金目的略取等, 所在国外移送目的略取及び誘拐)及び第226条の3から第228条まで(被略取者等所在国外移送, 被略取者引渡し等, 未遂罪)の罪
 - ④ 刑法第235条(窃盗), 第236条第1項(強盗)及び第240条(強盗致死傷)の罪並びにこれらの罪の未遂罪
 - ⑤ 刑法第246条第1項(詐欺)及び第249条第1項(恐喝)の罪並びにこれらの罪の未遂罪
- (2) その他重大な犯罪であって, 通信傍受が捜査手法として必要かつ有用であると認められるもの

【検討課題】

◎ 個々の罪種に関する追加の要否・可否

[検討の視点]

- ・ 犯罪の重大性
- ・ 捜査手法としての通信傍受の必要性・有用性

(1) ア 殺人(制度概要(1)①関係)

イ 逮捕・監禁, 略取・誘拐(制度概要(1)②・③関係)

ウ 窃盗, 強盗, 詐欺, 恐喝(制度概要(1)④・⑤関係)

【イ・ウ共通】

- 罪名に加えて何らかの限定要件を付すことの要否・当否(対象犯罪に組織性の要件を付加するか, 通信傍受の有用性を損なわない形で組織性の要件を規定することが可能か, 具体的にどのようなものが考えられるか等)

(2) その他重大な犯罪であって, 通信傍受が捜査手法として必要かつ有用であると認められるもの(制度概要(2)関係)

ア 組織を背景とした犯罪

① 児童ポルノ関連犯罪

児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条第4項(児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等)
・第5項(不特定又は多数の者に対する提供等の目的による児童ポルノ等の製造等)

② ヤミ金関連犯罪

- ・ 出資の受入れ，預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）第5条第2項(業として行う高金利)・第3項(業として行う著しい高金利)，第8条第1項(業として行う高金利の脱法行為)・第2項(業として行う著しい高金利の脱法行為)
- ・ 貸金業法第47条第2号(無登録営業)

③ 人身取引関連犯罪

- ・ 刑法第226条の2(人身売買)
- ・ 売春防止法第12条(売春をさせる業)

イ 暴力団関連犯罪

① 一般国民が標的となり得る犯罪

- ・ 刑法第108条(現住建造物等放火)，第204条(傷害)，第205条(傷害致死)，第223条(強要)，第234条(威力業務妨害)，第260条(建造物等損壊及び同致死傷)，第261条(器物損壊)
- ・ 爆発物取締罰則第1条(爆発物の使用)
- ・ 火炎びんの使用等の処罰に関する法律第3条(火炎びんの製造等)

② 賭博関連犯罪

- ・ 刑法第186条(常習賭博及び賭博場開帳等凶利)
- ・ 競馬法第30条第1号(無資格競馬)
- ・ 自転車競技法第56条第1号(無資格自転車競走)
- ・ 小型自動車競走法第61条第1号(無資格小型自動車競走)
- ・ モーターボート競走法第65条第1号(無資格モーターボート競走)

③ マネー・ロンダリング関連犯罪

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第1項(犯罪収益等隠匿)，第11条(犯罪収益等收受)

ウ テロ関連犯罪

- ・ 刑法第77条(内乱)，第81条(外患誘致)
- ・ 航空機の強取等の処罰に関する法律第1条(航空機の強取等)
- ・ サリン等による人身被害の防止に関する法律第5条第1項(発散させる行為)
- ・ 外国為替及び外国貿易法第69条の6第1項第2号(国際的な平和及

び安全の維持を妨げることとなる無許可輸出)・第2項第2号(核兵器等の無許可輸出等), 第69条の7第1項第4号(無承認輸出)

- ・ 関税法第111条第1項第1号(無許可輸出)

エ その他

- ・ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律第11条(不正アクセス行為)
- ・ 刑法第168条の2(不正指令電磁的記録作成等)
- ・ 出資法第8条第3項(第2条第1項違反。預り金)
- ・ 金融商品取引法第197条の2第10号の4(無登録営業)

第2 立会い、封印等の手続の合理化

考えられる制度の概要

- 1 傍受の対象となる通信について、通信事業者の施設において暗号化した上で送信し、捜査機関の施設においてスポット傍受の機能を組み込んだ専用の装置で復号化することにより傍受を行うとともに、傍受をした通信については暗号化して記録する仕組みを、新たに採用するものとする。
- 2 (1) 1の送信及び記録の際の暗号化並びにそれらの暗号の復号化に必要な鍵（電磁的記録）は、捜査機関が裁判所の職員の立会いの下に作成するものとする。
(2) 1の送信の際の暗号化に必要な鍵は通信事業者が、その暗号の復号化及び1の記録の際の暗号化に必要な鍵は捜査機関が、その暗号の復号化に必要な鍵は裁判所の職員がそれぞれ保持し、1の送信の際の暗号化に必要な鍵の送信装置への入力は、通信事業者が行うものとする。
- 3 1の場合には、通信事業者等による立会い及び封印を要しないものとし、また、記録媒体（原記録）の裁判官への提出については、傍受の実施終了時に一括して提出すれば足りるものとする。

【検討課題】

1 新たな仕組み自体の適正担保方策の在り方

- 装置が適正に作動することを、誰がどのように担保するか（第三者による認証、仕様の公開・監査等）。
- その他の不正の余地を最小化する技術的な措置

2 新たな仕組みにおける通信の暗号化・復号化の具体的な手続・方法

(1) 鍵の生成（生成装置の操作等）

- 鍵の生成は、捜査機関が裁判所の職員の立会いの下に行うこととするか、裁判所の職員が行うこととするか。

(2) 送信装置への鍵の入力

- 送信装置への鍵の入力は、通信事業者が行うこととするか、捜査機関が通信事業者の職員の立会いの下で行うこととするか。

(3) 鍵の生成装置の管理

- 鍵の生成装置の管理を行う者は、裁判所の職員とするか、捜査機関とするか。

3 裁判官に対する原記録の提出

- 新たな仕組みの下でも遅滞なき提出を必要とするか。

第3 該当性判断のための傍受の合理化

考えられる制度の概要

- 1 該当性判断のための傍受の方法として、全ての通信を一旦記録しておき、事後的にスポット傍受の例による必要最小限度の聴取を行う仕組みを新たに採用するものとする。
- 2 1の仕組みにより傍受を行う場合には、次のいずれかによるものとする。
 - (1) 「第2」の新たな仕組みにより、捜査機関の施設において記録・聴取を行う。この場合、通信事業者の立会い・封印は要しない。
 - (2) 現行制度と同じく、通信事業者の施設において記録・聴取を行う。この場合、記録開始時及び聴取の際に通信事業者の立会いを要するものとし、記録中はその場所への捜査機関の立入りを認めないこととするともに、立会人による封印を必要とする。

会話傍受

考えられる制度の概要

- 1 ①から③までの各場面を対象として、捜査機関が傍受機器を設置し、犯罪の実行に関連した会話等を傍受することができるものとする。
 - ① 振り込め詐欺の拠点となっている事務所等
 - ② 対立抗争等の場合における暴力団事務所や暴力団幹部の使用車両
 - ③ コントロールド・デリバリーが実施される場合における配送物
- 2 対象犯罪は、1 ①については詐欺・恐喝、1 ②については対立抗争等に関連して犯される殺人、銃器関連犯罪等、1 ③については薬物関連犯罪・銃器関連犯罪とするものとする。
- 3 対象犯罪が犯されたことを疑うに足りる十分な理由、他の方法によっては犯人を特定し又は犯行の状況等を明らかにすることが著しく困難であることを令状発付の要件とするものとする。
- 4 傍受機器の設置又は取り外しのため1 ①又は②に掲げる場所又は車両に立ち入るには、令状発付の際、裁判官の許可を受けなければならないものとする。
- 5 傍受の対象場所の管理者等に対し、事後通知をしなければならないものとする。

【検討課題】

1 令状発付の要件

- 補充性に加えて、緊急性も要件とするか。

2 傍受の実施の開始までの手続

- 令状提示を必要とするか、誰に対して行うか。
- 傍受機器の設置の適正(対象場所とは別の場所に設置されないこと等)を担保するために立会いを必要とするか。

3 傍受の実施をしている間の手続

- 最小化(スポット傍受)の方法又はこれに代わる方策を必要とするか、具体的にどのように行うのか。
- 傍受ができる期間をどの程度とするか。
- 傍受の実施の適正(傍受ができる期間・時間の遵守等)を担保するために立会い(及び封印)を必要とするか、技術的手段により担保し得るか。

第1 勾留と在宅の間の中間的な処分

考えられる制度の概要

- 1 勾留と在宅の間の中間的な処分（以下仮に「中間処分」という。）は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合において、被疑者が罪証を隠滅し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある場合であって、次のアからオまでのいずれにも該当せず、かつ、被疑者が罪証を隠滅し又は逃亡するおそれの程度、隠滅するおそれのある罪証の内容及び性質その他の事情を考慮して相当と認めるときに限り、することができるものとする。
 - ア 被疑者が死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。
 - イ 被疑者が前に死刑又は無期若しくは長期10年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがあるとき。
 - ウ 被疑者が常習として長期3年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。
 - エ 被疑者が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由があるとき。
 - オ 被疑者の氏名又は住居が分からないとき。
- 2 裁判官は、検察官から中間処分の請求を受けたときは、被疑者の陳述を聴いて、被疑者を中間処分に付することができるものとする。
- 3 (1) 中間処分に付されている被疑者は、遵守事項（次に掲げる事項及び(3)により定められる遵守すべき特別の事項をいう。以下同じ。）を遵守しなければならないものとする。
 - ア 裁判官が指定する住居に居住すること。
 - イ 転居、出国又は3日以上の旅（出国する場合を除く。）をするときは、あらかじめ、裁判官の許可を受けること。
 - ウ 第198条第1項本文の規定により出頭を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、これに応じること。
- (2) (1)アの指定及び(1)イの許可は、あらかじめ、検察官の意見を聴いてするものとする。
- (3) 裁判官は、中間処分をする場合において、必要があると認めるときは、検察官の意見を聴いて、次に掲げる事項について、被疑者が遵守すべき

特別の事項を定めることができるものとする。

ア 面会，文書の送付，電話をかけることその他のいかなる方法をもってするかを問わず，被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族であって裁判官が指定するものと接触しないこと。

イ アに掲げる者の住居，勤務先その他その通常所在する場所又はこれらの周辺の区域であって裁判官が指定するものに立ち入らないこと。

ウ 裁判官が指定する期間ごとに，裁判官が指定する検察庁，警察署その他の官公署に出頭すること。

エ アからウまでに掲げるもののほか，罪証の隠滅又は逃亡を防止するために必要な事項

(4) 中間処分の期間は，2か月とする。

4 (1) 検察官，検察事務官又は司法警察職員は，中間処分に付されている被疑者について，次のアからエまでのいずれかに該当すると認めるときは，被疑者を刑事施設その他の場所に引致することができるものとする。

ア 1アからウまでのいずれかに該当することが判明したとき。

イ 被疑者が遵守事項に違反したとき。

ウ 被疑者が，被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくは加えようとし，又はこれらの者を畏怖させる行為をしたとき。

エ アからウまでに掲げるもののほか，中間処分が相当でなくなったと認めるとき。

(2) (1)の場合においては，検察官は，被疑者に弁解の機会を与え，留置の必要があると思料するときは，48時間以内に裁判官に勾留を請求し，留置の必要がないと思料するときは，直ちに被疑者を釈放しなければならないものとする。

(3) (2)による勾留の請求を受けた裁判官は，(1)アからエまでのいずれかに該当するときは，被疑者を勾留することができるものとする。

【検討課題】

1 中間処分を設ける趣旨・必要性

- 中間処分の対象として想定されるのは具体的にどのような場合か。

2 勾留との関係・中間処分の要件（制度概要1関係）

- ①「考えられる制度の概要」のように，中間処分は，勾留の理由のある

被疑者のうち一定の要件に該当するものについてのみ、特に選択し得るものとするか、②勾留は、中間処分によっては罪証隠滅又は逃亡の防止を図ることができない場合に限ってすることができることとする（現行の勾留の要件を改め、補充性を要件とする。）か。

- 対象事件・被疑者について、「考えられる制度の概要」1アからオまでのいずれかに該当する場合を除外することとするか。

3 勾留請求時及び勾留中の中間処分の選択（制度概要2関係）

- 検察官が勾留を請求した場合にも中間処分を可能とするか。
- 勾留中の被疑者について中間処分への変更を可能とするか。

4 中間処分の内容・勾留への移行（制度概要3・4関係）

- 取調べのための出頭を義務付けることとするか。
- 遵守事項違反があったことを勾留への移行事由とするか。
- 遵守事項の遵守をどのようにして担保するか（例えば、罪証隠滅・逃亡に対する制裁を設けることとするか）。

5 起訴後における中間処分の必要性

- 保釈制度とは別に、起訴後についても中間処分を設けるか。

第2 身柄拘束に関する適正な運用を担保するための指針となるべき規定

考えられる規定の概要

1 否認及び黙秘の取扱いに関する留意事項について

A案

勾留又は保釈の裁判においては、被告人又は被疑者が公訴事実又は被疑事実の全部又は一部を否認する供述をしたこと、供述を拒んだこと、又は検察官請求証拠について刑訴法第326条の同意をしないことを被告人又は被疑者に不利益に考慮してはならない。

B案

勾留又は保釈に係る判断に当たっては、被疑者又は被告人が被疑事実若しくは公訴事実を認める旨の供述若しくは陳述をせず、又は検察官請求証拠について刑訴法第326条の同意をしないことのみを理由として、罪証を隠滅し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があると認めてはならない。

2 身柄拘束の必要性の判断に関する留意事項について

A案

勾留又は保釈の裁判においては、被告人又は被疑者の身体を拘束する必要性の程度並びにその身体を拘束することにより被告人又は被疑者が受けるおそれのある不利益の内容及び程度を考慮して相当と認める場合に限って、その身体を拘束を継続することができる。

B案

被疑者又は被告人の勾留については、その社会生活上の重要な利益を不当に害しないように留意しなければならない。

【検討課題】

- 指針規定を設ける必要性、法律上の効果、現行の運用への影響等を踏まえ、他に適切な規定があり得るか。

被疑者国選弁護制度の拡充

考えられる制度の概要

被疑者国選弁護制度の対象を、現行の「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件について被疑者に対して勾留状が発せられている」事件（刑訴法第37条の2第1項）から、「被疑者に対して勾留状が発せられている全ての事件」に拡大するものとする。

【検討課題】

1 弁護士の対応態勢

- 被疑者国選弁護制度を全国一律に十分に実施するための次の点を踏まえた弁護士の対応態勢
 - ・ 一般の国選弁護人契約弁護士及び法テラス常勤弁護士一人当たりの被疑者国選弁護事件の処理件数の実情
 - ・ 各弁護士会における事件配点の制度の実情

2 公費負担の合理性

- 我が国の財政事情が厳しい中、次の点を踏まえた対象事件の拡大に伴う公費負担の増加の合理性
 - ・ 平成25年度予算における被疑者国選弁護事業費は、約56億4700万円であること
 - ・ 被疑者国選弁護事件数が横ばいの状況下で公費負担が年々増加していること
 - ・ 対象事件の拡大により、対象事件数が約4割増加すると試算した場合、更に約20億円を超える公費負担が見込まれること
 - ・ 平成21年に被疑者国選弁護制度の対象事件が拡大されていること
 - ・ 国選付添人制度の対象事件の拡大との関係
 - ・ 犯罪被害者等の不公平感
 - ・ 被告人による国選弁護費用の負担の実情
- 公費負担の総額の増加を抑制するための次のような方策の必要性
 - ・ 被疑者国選弁護報酬基準の見直し
 - ・ 法テラス常勤弁護士の積極的活用

証拠開示制度

第1 証拠の一覧表の交付

考えられる制度の概要

- 1 (1) 検察官は、対象事件の公判前整理手続において、被告人側からの請求があったときは、速やかに、検察官が保管する証拠の標目を記載した一覧表を被告人側に交付するものとする。
 - (2) 検察官が、(1)の一覧表の交付後、新たに証拠を保管するに至った場合には、一覧表を追加して交付するものとする。
- 2 **A案** 1(1)の請求は、刑訴法第316条の14による検察官請求証拠の開示の後に、することができるものとする。
B案 1(1)の請求は、被告人側が刑訴法第316条の17による予定主張の明示をした後に、することができるものとする。
- 3 (1) 1の一覧表には、アからウまでに掲げる証拠の区分に応じ、証拠ごとに、それぞれに定める事項を記載しなければならないものとする。
 - ア 証拠物 品名及び数量
 - イ 供述録取書 文書の標目、作成年月日及び供述者の氏名
 - ウ 証拠書類（イに掲げるものを除く。） 文書の標目、作成年月日及び作成者の氏名(2) 検察官は、アからウまでに掲げるおそれがあると認めるときは、そのおそれを生じさせる事項の記載をしないことができるものとする。
 - ア (1)イの供述者若しくは(1)ウの作成者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ
 - イ (1)イの供述者若しくは(1)ウの作成者又はこれらの親族の名誉又は生活の平穏が著しく害されるおそれ
 - ウ 被告事件又は他の事件の犯罪の証明又は捜査に支障が生ずるおそれ

【検討課題】

1 対象事件

- 公判前整理手続に付された事件を前提としつつ、請求・交付の時期や記載事項の在り方も踏まえ、検察官の負担を考慮して限定するべきか。

2 請求・交付の時期

- 以下のような観点を踏まえ、A案とB案のいずれが適切か。

- ・ 制度の趣旨（現行の証拠開示制度の枠組みの下で、証拠開示請求をするに当たっての「手がかり」として、検察官が保管する証拠の標目の一覧表を交付することによって、証拠開示請求を円滑・迅速ならしめること）との関係
- ・ 段階的な証拠開示制度との整合性（被告人側が主張を明示するインセンティブが減殺されるおそれや、証拠と矛盾しない虚偽の弁解を作出するおそれ。）
- ・ 手続の円滑な進行（A案の場合、多くの証拠の一覧表が作成・交付されないと類型証拠開示請求の段階から証拠意見の表明や主張明示の段階に移らないことによる手続遅延のおそれ。B案の場合、一覧表の交付後に再び類型証拠開示請求が行われることによる手続遅延のおそれ。）

3 証拠の一覧表の記載事項

- 以下のような観点を踏まえ、制度概要案の記載事項とするか、さらに別の記載事項を設けるか。
 - ・ 制度の趣旨である「手がかり」としての有用性
 - ・ 段階的な証拠開示制度との整合性
 - ・ 手続の円滑・迅速な進行（作成作業が多大なものとなって手続が遅延するおそれ。）
 - ・ 裁量にわたる記載事項を設けることの相当性（記載内容をめぐって後に紛争になるおそれや、かえって被告人側がミスリードされるおそれ。）

第2 公判前整理手続の請求権

考えられる制度の概要

1 【整理手続の請求権】

- (1) 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、第1回公判期日前に、決定をもって、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができるものとする。
- (2) 裁判所は、審理の経過にかんがみ必要と認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、第1回公判期日後に、決定をもって、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を期日間整理手続に付することができるものとする。

2 【不服申立て】

- A案** 1の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- B案** 即時抗告の規定は設けない（不服申立てはできない）。

【検討課題】

1 必要性・相当性

- 以下の観点から、請求権を設けることの必要性をどのように考えるか。
 - ・ 請求権がないことによる不都合の存否（「争点及び証拠の整理」という整理手続の目的との関係）
 - ・ 請求権を与えることの有用性（不都合が解消されるか。）
 - ・ 裁判所に応答義務を生じさせることの効果（不服申立てについては後記2）
- 以下の観点から、請求権を設けることの相当性をどのように考えるか。
 - ・ 受訴裁判所が主宰する公判準備手続であることとの整合性
 - ・ 整理手続によらない事前準備の有用性やその流動性

2 不服申立手続

- 不服申立手続を設ける必要性があるか（即時抗告を認めて救済すべきものか）。
- 以下の観点から、不服申立手続を設けることが相当か。
 - ・ 訴訟手続全体の円滑・迅速な進行（不服申立ての判断に時間を要し、その間事前準備が進まないことによる遅延のおそれ。）
 - ・ 受訴裁判所が整理手続の主宰者であることとの関係（公判運営に責任を負い整理手続を主宰すべき受訴裁判所の判断を別の裁判所が覆すこと

ができる仕組みが相当か。)

- 受訴裁判所の広範な裁量との関係（受訴裁判所は，事前準備の方法・手段として整理手続によるべきかやその時期について様々な事情を考慮して判断するが，抗告裁判所が受訴裁判所の広範な裁量判断の当否を判断できる資料・基準があるか。)

第3 その他（類型証拠開示の対象拡大）

考えられる制度の概要

A案 以下の①から④の全部又は一部を類型証拠開示の対象とする。

- ① 検察官が直接証明しようとする事実の有無に関する供述であって、「供述者の直接体験した事実に関する供述」以外のものを内容とする、被告人以外の者の供述録取書等
- ② 検察官側証人予定者が身柄拘束中に行われた取調べの日時・場所等の取調状況を記録した書面
- ③ 検察官が取調べを請求した証拠物の押収経過に関する差押調書又は領置調書
- ④ 類型証拠として開示される証拠物の押収経過に関する差押調書又は領置調書

B案 いずれも類型証拠開示の対象としない。

【検討課題】

- 必要性－現行の類型証拠開示の対象類型（刑訴法第316条の15第1項各号）について、どのような不都合が生じているか。
- ①から④の証拠について、類型証拠開示の対象とすべきか。
 - ①について
 - ・ 類型証拠開示の対象とする必要性・相当性があるか（捜査官が供述内容を記載した捜査報告書とそれ以外のもの）。
 - ・ 刑訴法第316条の15第1項第5号イ又はロの検察官側証人予定者の供述録取書等の要件との整合性はあるか。
 - ②について
 - ・ 類型証拠開示の対象とする必要性・相当性があるか。
 - ・ 証人予定者一般について、身柄拘束中に当該事件について取調べが行われる被告人と同様に、対象とする必要性・相当性があるか。
 - ③について
 - ・ 類型証拠開示の対象とする必要性・相当性があるか。
 - ④について
 - ・ 類型証拠開示の対象とする必要性・相当性があるか。
 - ・ いかなる要件で開示されるものとするか。

犯罪被害者等及び証人を支援・保護するための方策の拡充

第1 ビデオリンク方式による証人尋問の拡充

考えられる制度の概要

裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内（裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所と同一の構内をいう。以下同じ。）以外の最高裁判所規則で定める場所にその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、尋問することができるものとする。

- ① 犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、同一構内に出頭するときは精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認められる者
- ② 同一構内に出頭するに際し、自己若しくはその親族の身体若しくは財産に害を被り又はこれらの者が畏怖し若しくは困惑する行為がなされるおそれがあると認められる者
- ③ 遠隔地に居住し、その年齢、職業、健康状態その他の事情により、同一構内への出頭が著しく困難であると認められる者

【検討課題】

1 同一構内以外の場所に在席して尋問を受けることができる証人の範囲

- ①から③までの対象者の要件は適切か。
- 刑事施設等に收容され、施設外（裁判所）に出頭することにより心情の安定や矯正教育の効果が害されるおそれがあると認められる者も対象とするか。

2 証人が在席する場所の範囲

- 他の裁判所の構内に限るか。それ以外の場所（刑事施設等）も認めるか。

3 現行規定の見直しについて

- 刑訴法第157条の4第1項第1号・2号に列挙された罪名について、見直しを要するか。
- 加害行為等のおそれが認められる証人につき、同一構内でのビデオリンクも可能とする必要があるか。

4 その他

- 本制度のビデオリンクについては，当事者に異議がない場合に限って実施できるものとするか。

第2 被害者等の捜査段階での供述の録音・録画媒体の公判での活用

考えられる制度の概要

- 1 検察官は、次に掲げる者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合であって、その者の同意があるときは、第一回の公判期日前に限り、裁判官に、証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録して行うその者の証人尋問を請求することができるものとする。
 - ① 刑訴法第157条の4第1項第1号又は第2号に掲げる者
 - ② ①のほか、犯罪の性質、その者の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、公判期日において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者
- 2 1の記録媒体がその一部とされた調書は、刑訴法第321条第1項の規定にかかわらず、証拠とすることができるものとする。この場合において、裁判所は、その調書を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならないものとする。
- 3 証拠開示に際して、調書の一部とされた1の記録媒体は、謄写することができないものとする。

【検討課題】

1 対象者及び要件

- 対象者の範囲（被害者及び被害者以外の証人）及び要件は適切か。

2 記録媒体の取扱い

- 本制度の記録媒体の謄写については許さない（記録媒体を除く調書自体の閲覧・謄写、記録媒体の閲覧は許容される）ものとするか。（刑訴法第40条第2項、第270条第2項参照）。

3 その他（制度の採否に関連する検討事項）

- 防御や反対尋問への影響
- 負担軽減の程度

第3 証人に関する情報の保護

1 証人の氏名及び住居の開示に係る代替措置

考えられる制度の概要

- 1 検察官は、刑訴法第299条第1項の規定により証人等（証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人をいう。）の氏名及び住居を知る機会を与えるに当たり、証人等若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認められるときは、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、氏名及び住居を知る機会を与えることに代わる措置を採ることができるものとする。
- 2 1の措置については、被告人又は弁護人の請求により、裁判所が裁定を行う手続を設け、その裁定に対しては即時抗告ができるものとする。

【検討課題】

(1) 対象者、要件及び措置の範囲

- 対象者（証人等）、要件及び措置の範囲（氏名及び住居）は適切か。

(2) 代替措置に関連して必要となる措置

- 代替措置では足りない以下の場面における氏名・住居の取扱いについても、被告人側にこれを知られないよう同様の措置を設けることとするか。
 - ・ 弁護人に対する証拠開示
 - ・ 証人尋問の請求及び決定（刑訴規則に基づく書類等）
 - ・ 訴訟記録（公判調書、証拠書類等）の閲覧・謄写

(3) その他

- 弁護人には氏名・住居を開示した上で、被告人には知らせてはならない旨の条件を付する制度の当否
 - ・ 具体的な要件・効果はどのようなものか。
 - ・ そのような条件を付することに実効性があるか。

2 公開の法廷における証人の氏名等の秘匿

考えられる制度の概要

裁判所は、次に掲げる場合において、証人等（証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人又は証拠書類若しくは証拠物にその氏名が記載されている者であって、被害者以外の者をいう。）から申出があり、相当と認めるときは、証人等特定事項（氏名及び住居その他の当該証人等を特定させることとなる事項をいう。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができるものとし、裁判所が当該決定をしたときは、起訴状の朗読及び証拠書類の朗読は、証人等特定事項を明らかにしない方法で行い、訴訟関係人のする尋問又は陳述が証人等特定事項にわたるときはこれを制限することができるものとする。

- ① 証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより証人等若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがある場合
- ② 証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより証人等の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれがある場合

【検討課題】

(1) 対象者及び要件

- 対象者の範囲（「証人等」）は適切か。
 - ・ 「証拠書類若しくは証拠物にその氏名が記載されている者」とするか、これに加えて、「証言において氏名が述べられる者」も対象とするか。そもそも「供述人として氏名が記載されている者」に限るか。
- 秘匿決定の要件は適切か。

第4 証人の安全の保護

考えられる制度の概要

報復等による生命・身体への危険がある証人について、証言後をも含むその安全の確保を図るため、一時的に別の氏名の使用を認めるなど、その者を特定する事項の変更その他の証人の所在等を探知されにくくするための措置を講ずることができるものとする。

【検討課題】

1 考えられる具体的な保護の内容

- 一時的に別の氏名の使用を認めること
- 住居の変更を第三者に追跡されない仕組みを設けること

2 他制度との調整

- 戸籍、住民登録その他の諸制度との調整
 - ・ 別の氏名の使用を認める際の要件・手続・効果
 - ・ 戸籍や住民登録等の取扱い（別名の使用や住居の変更等を第三者に追跡されないための仕組み）
 - ・ 租税、年金、運転免許等の各種資格など行政上の権利義務や法的地位の取扱い
 - ・ 対象者の債権・債務の取扱い（債権者の保護と対象者の安全確保・所在秘匿を両立させる方法）

3 その他

- その他の保護措置（安全な生活環境の設定・維持）も行うものとするか。運用に必要な予算・人員等をどうするか。
- 諸外国で行われている証人保護措置（その内容、法的根拠、他制度との調整、所管・実施機関、人員・予算など）について、我が国における参考とすべきものがあるか。
- 本制度の検討をどのように進めるべきか。

公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等

第1 証人の出頭及び証言を確保するための方策

1 証人の不出頭、宣誓・証言拒絶の各罪の法定刑の引上げ

考えられる制度の概要

証人の不出頭、宣誓・証言拒絶の各罪の法定刑（10万円以下の罰金又は拘留）を以下のとおり引き上げる。

$\left\{ \begin{array}{l} 1 \text{年} \\ 2 \text{年} \end{array} \right\}$ 以下の懲役 又は $\left\{ \begin{array}{l} 20 \text{万円} \\ 30 \text{万円} \\ 50 \text{万円} \end{array} \right\}$ 以下の罰金

【検討課題】

- 同種の他罪の法定刑との均衡等を考慮し、具体的な法定刑をどのように定めるか。

2 証人の勾引要件の緩和

考えられる制度の概要

- 1 裁判所は、裁判所の規則で定める相当の猶予期間を置いて、証人を裁判所に召喚することができるものとする。
- 2 裁判所は、証人が、正当な理由がなく、召喚に応じないとき、又は召喚に応じないおそれがあるときには、証人を勾引することができるものとする。

【検討課題】

- 刑事訴訟法の他の規定との平仄や実務の運用を考慮し、「おそれがあるとき」との要件でよいか。より限定的な要件とするか。

第2 証拠隠滅等罪等の法定刑の引上げ

考えられる制度の概要

以下の各罪の法定刑を、各記載のとおり引き上げる。

- 証拠隠滅等，犯人蔵匿等の各罪（2年以下の懲役又は20万円以下の罰金）

$\left\{ \begin{array}{l} 3 \text{年} \\ 5 \text{年} \end{array} \right\}$ 以下の懲役 又は $\left\{ \begin{array}{l} 30 \text{万円} \\ 50 \text{万円} \end{array} \right\}$ 以下の罰金

- 証人等威迫罪（1年以下の懲役又は20万円以下の罰金）

$\left\{ \begin{array}{l} 2 \text{年} \\ 3 \text{年} \\ 5 \text{年} \end{array} \right\}$ 以下の懲役 又は $\left\{ \begin{array}{l} 30 \text{万円} \\ 50 \text{万円} \end{array} \right\}$ 以下の罰金

- 組織的犯罪処罰法における証拠隠滅等，犯人蔵匿等，証人等威迫の各罪（3年以下の懲役又は20万円以下の罰金）

$\left\{ \begin{array}{l} 3 \text{年} \\ 5 \text{年} \end{array} \right\}$ 以下の懲役 又は $\left\{ \begin{array}{l} 30 \text{万円} \\ 50 \text{万円} \end{array} \right\}$ 以下の罰金

【検討課題】

- それぞれの罪の法定刑の均衡等を考慮し，具体的な法定刑をどのように定めるか。

第3 被告人の虚偽供述に対する制裁

考えられる制度の概要

- 1 (1) 裁判所は、被告人又は弁護人の請求があるときは、被告人を証人として尋問するものとする。
(2) 被告人又は弁護人の請求により、被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものが取り調べられたときは、その供述が公判期日における証言としてされたものとみなし、裁判所は、検察官に尋問の機会を与えなければならないものとする。
- 2 (1) 1の尋問については、被告人の包括的黙秘権（刑訴法第311条第1項）の規定は、これを適用しないものとする。
(2) 1の尋問については、証人尋問に関する規定のうち、被告人の尋問権（同法第157条、第304条第2項）、付添い（同法第157条の2）・遮へい（同法第157条の3）・ビデオリンク（同法第157条の4）、証人の旅費等請求権（同法第164条）等の規定は、これを適用しないものとする。
- 3 (1) 現行の被告人質問（同法第311条第2項・第3項）は、廃止する。
(2) 冒頭手続における被告人の陳述（同法第291条第3項）、証拠調べが終わった後の被告人の陳述（同法第293条第2項）その他公判期日において被告人がした陳述であって1の尋問以外の手続でしたものは、証拠とはならないものとする。

【検討課題】

1 制度設計上の検討課題

- 被告人が証人として証言する場合や被告人の供述書等が取り調べられた場合に、共同審理を受けている共同被告人にも尋問の機会を与えるものとするか。
- 被告人が偽証以外の方法で虚偽の供述を公判に顕出すること（虚偽の供述書の提出等）も、処罰の対象とすべきか。
- 被告人が証人とならないこと自体により不利益な推認がされてはならない旨の規定を設けるべきか。
- 被告人が証人となる場合、現行の被害者参加人による被告人質問（刑訴法第316条の37第1項）と同様の範囲・要件で、被害者参加人による被告人の尋問を認めるものとするか。

2 その他（制度の採否に関連する検討課題）

- 以下のような観点を踏まえ、新たな時代の刑事司法として、被告人が公判に供述証拠を顕出するためには真実性が担保される仕組みの下で行うものとするべきか、新たな制度を設けることなく現行の被告人質問を維持すべきか。
 - ・ 虚偽を述べても制裁がないこと
 - ・ 真実性担保の仕組みがないことにより典型的に信用性が低いと評価され得ること
 - ・ 黙秘する被告人が増加する懸念
 - ・ 自白事件の公判における量刑資料が得られにくくなる懸念

自白事件を簡易迅速に処理するための手続の在り方

第1 自白事件の捜査の簡易迅速化を確保するための措置

考えられる制度の概要

A案 公訴取消後の再起訴制限の緩和

- 1 裁判所が次の事由により即決裁判手続の申立てを却下した場合において、公訴の取消による公訴棄却の決定が確定したときは、検察官は、刑訴法第340条の規定にかかわらず、同一事件について、更に公訴を提起することができるものとする。
 - ア 被告人又は弁護人が即決裁判手続によることについての同意を撤回したとき。
 - イ 意見を留保していた弁護人又は即決裁判手続の申立てがあった後に選任された弁護人が即決裁判手続によることについての同意をしなかったとき。
 - ウ 刑訴法第291条第3項の手続（冒頭手続）に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述（以下「有罪陳述」という。）をしなかったとき。
- 2 裁判所が次の事由により即決裁判手続により審判をする旨の決定を取り消した場合において、公訴の取消による公訴棄却の決定が確定したときも、1と同様とする。
 - ア 判決の言渡し前に、被告人又は弁護人が即決裁判手続によることについての同意を撤回したとき。
 - イ 判決の言渡し前に、被告人が有罪陳述を撤回したとき。
 - ウ 判決の言渡し前に、被告人が有罪陳述と相反するか又は実質的に異なった供述をしたため、即決裁判手続によることが相当でないことを認めるとき。

B案 同意等の撤回の制限（A案に加え）

- 1 同意等の撤回の制限
即決裁判手続によって審判をする旨の決定があった事件については、即決裁判手続によることについての同意又は有罪陳述は、やむを得ない事由がある場合でなければ撤回できないものとする。
- 2 第1回公判期日前の陳述手続
 - (1) 検察官は、即決裁判手続の申立てをした事件について、即決裁判手続によることについての弁護人の同意があるときは、裁判所

に対し、第1回公判期日前の陳述手続（起訴状に記載された訴因について被告人に陳述する機会を与える手続をいう。）を行うことを請求できるものとする。

(2) 裁判所は、陳述手続において、被告人が有罪陳述をしたときは、次の場合を除き、即決裁判手続により審判をする旨の決定をしなければならないものとする。

ア 被告人又は弁護人が即決裁判手続によることについての同意を撤回したとき。

イ （アのほか）当該事件が即決裁判手続によることができないものであると認めるとき。

ウ 当該事件が即決裁判手続によることが相当でないものであると認めるとき。

(3) (2)の決定があった事件については、第1回公判期日前の陳述手続を公判期日における冒頭手続とみなすものとする。

※ 第2で「新し手続」が創設されることとなった場合、同手続についても同様とする（第2の制度概要5）。

【検討課題】

1 A案について

- 捜査の簡易迅速化を図る仕組みとしての有効性をどう考えるか。
- 制度概要案の再起訴制限緩和の対象となる事由は適切か。
- 公訴取消による公訴棄却後の身柄拘束が必要な場合には、現行法下と同様の再逮捕・再勾留の取扱いによるものとするか、身柄拘束に関して特別の規定を設けるか。

2 B案について

- 以下の観点を踏まえ、捜査の簡易迅速化を図る仕組みとしての有効性をどう考えるか。
 - ・ 同意等の撤回が認められる「やむを得ない事由」の内容
 - ・ 被告人側が躊躇して同意等をしなくなるおそれ
 - ・ 被告人質問で実質的に否認することがあり得ることとの関係

第2 一定範囲の実刑相当事案を簡易迅速に処理するための新たな手続の創設

(以下、仮に「新し手続」という。)

考えられる制度の概要

- 1 (1) 検察官は、対象事件について、事案が明白であり、かつ、重大でないこと、証拠調べが速やかに終わると見込まれることその他の事情を考慮して相当と認めるときは、公訴の提起と同時に新し手続の申立てをすることができるものとし、裁判所は、新し手続によることについての被告人及び弁護人の同意等を要件として、新し手続により審判をする旨の決定をするものとする。
- (2) 検察官は、被疑者又は弁護人に対し、新し手続によることについての同意をするかどうかの確認を求めるときは、公訴を提起すべき事実の要旨及び新し手続により審判される場合に陳述することを予定する科刑意見の内容を告げなければならないものとする。被疑者に対しては、新し手続を理解させるために必要な事項（新し手続により科することができる刑の上限及び上訴に関する制限を含む。）について説明し、通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告げなければならないものとする。
- 2 裁判所は、1 (1)の決定に先立ち、被告人に対し、1 (2)同様の新し手続を理解させるために必要な事項について説明し、通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告げなければならないものとする。
- 3 新し手続においては、3年を超える懲役又は禁錮の言渡しはできないものとする。
- 4 裁判所は、1 (1)の決定があった事件については、その決定の日からできる限り5日以内に判決の言渡しをしなければならないものとする。
- 5 その他は、即決裁判手続の例によるものとする。

※ 新し手続については、即決裁判手続と並存させる。

【検討課題】

1 具体的な制度内容

(1) 対象事件

- 対象事件は、いわゆる法定合議事件（裁判所法第26条第2項第2号に掲げる事件）を除く事件とするか。

(2) 検察官の申立ての要件

- 検察官の申立ての要件のうち、事案の軽重（「重大でないこと」）についてより適切な要件が考えられるか。

(3) 手続保障

- 手続保障については，制度概要案のとおりとするか。

(4) 判決の言渡し時期

- 判決の言渡し時期について，制度概要案のとおり（できる限り5日以内）とするか，より適切な期間が考えられるか。

(5) 予定科刑意見の告知

- 告知した予定科刑意見を裁判所に知らせるものとするか。
- 告知した予定科刑意見の変更は許さないものとするか。

2 その他（制度の採否に関連する検討事項）

- 量刑判断に要する証拠調べの必要性（情状立証の準備を含む）について，どのように考えるか。
- 実刑事案（一部猶予事案も含む）における裁判所の量刑判断の在り方や必要な期間について，どのように考えるか。